

第 5 章

生活排水処理基本計画

第1節 水環境、水質保全に関する状況

1. 水環境

本市は、北部が全国5位の広さを持つ汽水湖である中海と接している。中海は島根県と鳥取県にまたがって位置し、漁場や渡り鳥の飛来地になっているほか、観光資源やレクリエーション等の憩いの場としても重要な役割を担っている。

本市を流れる主要な河川としては、斐伊川水系に属する飯梨川、伯太川、吉田川が挙げられ、飯梨川上流には布部ダム、山佐ダムが存在する。これらの主要河川は市域を南北に流下し、中海に直接流入している。また、これらの河川以外にも複数の小河川が中海に流下している。

2. 水質保全の状況

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域やこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等の公共の用に供される水路は公共用水域と呼ばれ、水質等の保全に向けた施策を実施していくための目標値として環境基準が定められている。

生活環境の保全に関する環境基準では、河川、湖沼及び海域について、基準値とその適用を受ける水域のあてはめが類型指定によってなされており、本市管内では河川の類型指定を受ける水域は無く、隣接する中海に湖沼の類型「A」及び「Ⅲ」が指定されている。

本市では、水質保全の状況確認として、定期的に市内の複数河川で水質測定を実施している。このうち、河川の水質汚濁の主な指標であるBODは、河川A類型の環境基準（参考）と比較して同等程度の水質を維持している。一方で、中海の環境基準は達成されていない状況にある。

第2節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の流れ

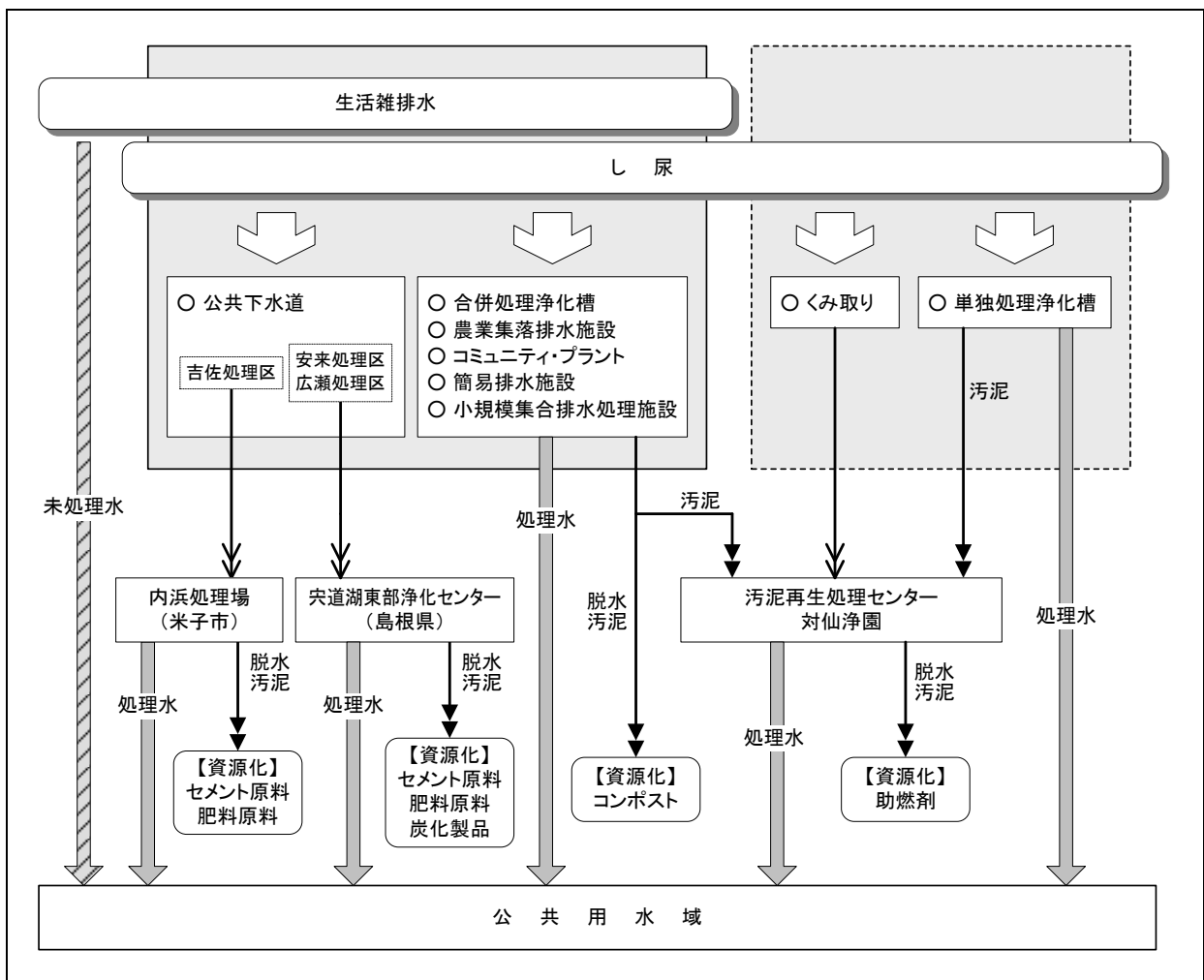
本市におけるし尿・生活雑排水の処理・処分体系は図表5-2-1に示すとおりである。

合併処理浄化槽を設置している世帯または公共下水道、農業集落排水及びその他の集合処理施設に接続している世帯ではし尿と合わせて生活雑排水が処理されている。また、本市にはくみ取り便槽または単独処理浄化槽の世帯も存在しており、これらの世帯ではし尿のみが処理され、生活雑排水については未処理のまま公共用水域に放流されている。

公共下水道は本市内に3処理区を整備しており、安来処理区及び広瀬処理区は島根県が管理する宍道湖東部浄化センター、吉佐処理区は米子市が管理する内浜処理場に接続しており、し尿及び生活雑排水は接続先の施設で適正に処理されている。

くみ取り便槽の世帯等から発生するし尿及び単独・合併処理浄化槽で発生する汚泥は、本市が管理・運営している汚泥再生処理センター「対仙浄園」で適正に処理している。

図表 5-2-1 生活排水処理の流れ



2. 生活排水処理施設整備の状況

本市においては、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、小規模集合排水処理施設、簡易排水施設による集合処理及び合併処理浄化槽による個別処理によって生活排水の処理を行っており、その施設整備の概要は次に示すとおりである。

(1) 公共下水道

公共下水道については、3つの処理区にて整備を行っている。このうち、吉佐処理区及び広瀬処理区は平成27年度末までに整備を終了しており、継続して整備を行うのは安来処理区である。

図表 5-2-2 公共下水道整備事業の概要（平成 27 年度末時点）

処理区	安来 (流域関連)	吉佐 (単独)	広瀬 (特定環境保全)
計画処理人口	19,800 人	250 人	3,500 人
全体計画	745.0 ha	25.3 ha	131.5 ha
認可計画	600.3 ha	24.0 ha	131.5 ha
整備済面積	463.4 ha	16.6 ha	118.9 ha
事業状況	継続	整備終了	整備終了

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設については、12地区において事業を実施しており、施設整備は全て完了している。

図表 5-2-3 農業集落排水施設の概要（平成 27 年度末時点）

地区	井尻	赤屋	横屋	峠之内	母里・古市	安田
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了
地区	布部	宇賀荘	大塚	能義	吉田	西比田
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了

(3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントについては、1地区において事業を実施しており、施設整備は全て完了している。

図表 5-2-4 コミュニティ・プラントの概要（平成 27 年度末時点）

地区	福頼団地
事業状況	整備完了

(4) 小規模集合排水処理施設

小規模集合排水処理施設については、3地区において事業を実施しており、施設整備は全て完了している。

図表 5-2-5 小規模集合排水処理施設の概要（平成 27 年度末時点）

地区	日次	布部中学校周辺	西谷
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了

(5) 簡易排水施設

簡易排水施設については、5地区において事業を実施しており、施設整備は全て完了している。

図表 5-2-6 簡易排水施設の概要（平成 27 年度末時点）

地区	仲村	寸次	与一畑	守合	粕原
事業状況	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了	整備完了

(6) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽については、合併以前の平成 8 年から設置整備を行っている。近年では毎年 40 基程度の整備を行っており、これまでの累計整備基数は 871 基となっている。

図表 5-2-7 合併処理浄化槽の整備計画の概要

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
各年度整備基数（基）	1	9	9	0	13	0	24	109	117	80
累計整備基数（基）	0	10	19	19	32	32	56	165	282	362
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
各年度整備基数（基）	69	69	61	52	52	28	47	50	46	35
累計整備基数（基）	431	500	561	613	665	693	740	790	836	871

3. 処理形態別人口

本市における過去5年間の処理形態別人口の推移は図表5-2-8に示すとおりである。

平成27年度においては、計画処理区域内人口40,486人のうち、公共下水道による処理人口は16,961人で概ね40%を占めている。また、農業集落排水及び合併処理浄化槽による処理人口が共に6,500人程度となっているほか、コミュニティ・プラントやその他の集合処理施設による処理人口もわずかにあり、平成27年度における生活排水処理率は75.2%となっている。

一方、残りの概ね25%となる10,022人が単独浄化槽またはし尿収集による処理であり、風呂、台所、洗濯等の生活雑排水が適正に処理されていない状況となっている。

図表 5-2-8 処理形態別人口の推移



4. 収集運搬の状況

(1) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、し尿は許可業者3者、浄化槽汚泥は許可業者3者による体制で行っている。なお、浄化槽清掃については、浄化槽汚泥の収集運搬許可業者が併せて実施している。

図表 5-2-9 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

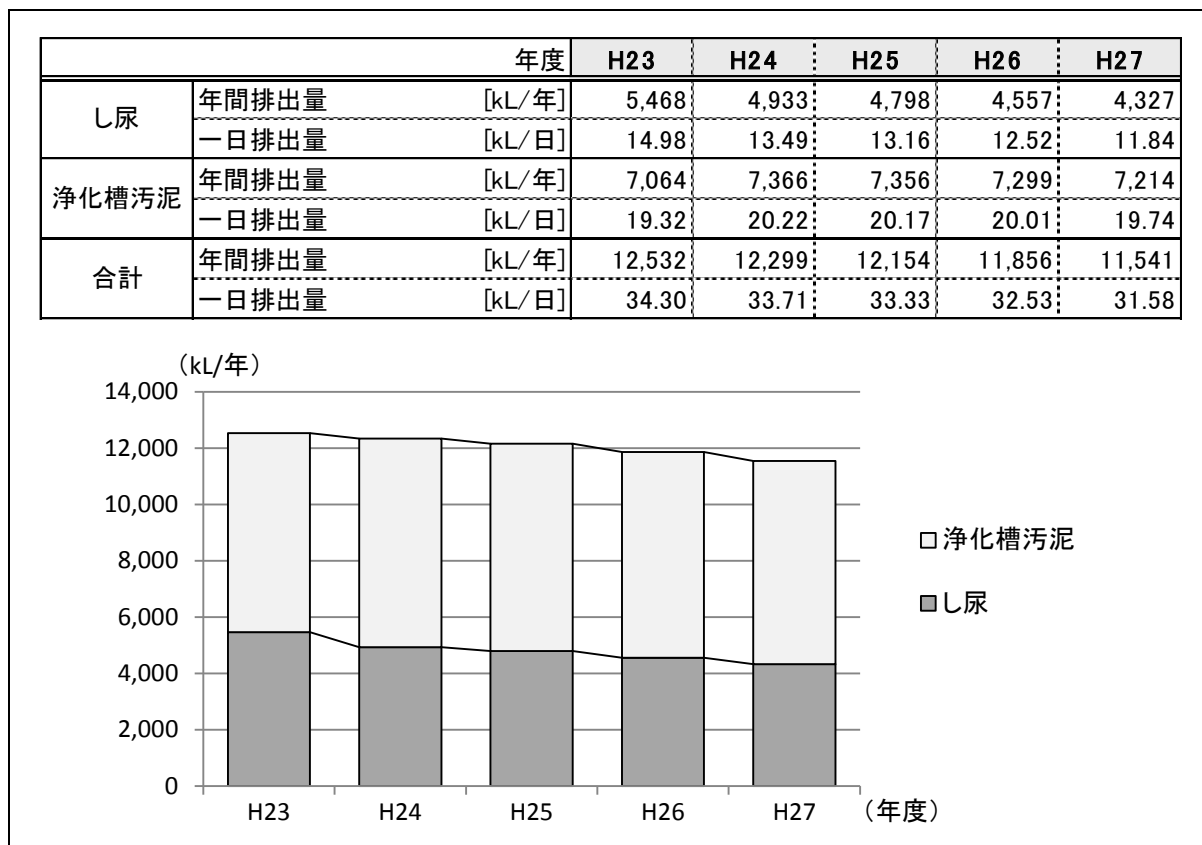
	し 尿	浄化槽汚泥
収集運搬形態	許可業者（3者）	許可業者（3者）
収集運搬車両	バキューム車8台	バキューム車8台

(2) 収集実績

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集実績は、図表5-2-10に示すとおりである。

全体の収集量は、公共下水道の普及により減少傾向となっている。浄化槽汚泥は下水道処理区域外への合併浄化槽設置もあるため概ね横ばいとなっているが、し尿の収集量は大きく減少している。

図表 5-2-10 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移



5. 中間処理・資源化・最終処分の状況

(1) 中間処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥は、前項に示した収集運搬体制により収集し、安来市対仙浄園汚泥再生処理センター（以下「対仙浄園」という。）にて適正に中間処理している。また、農業集落排水施設やその他の集合処理施設で発生している汚泥の一部についても対仙浄園に搬入し中間処理を行っている。

対仙浄園は平成元年8月にし尿処理施設として整備した施設であるが、施設の老朽化や処理対象物の量や性状の変化などに対応するため、平成24年度に汚泥再生処理センターとしてリニューアルしている。

図表 5-2-11 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設概要

施設名称	安来市対仙浄園汚泥再生処理センター
所在地	安来市東赤江町 871 番地
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	36 kL/日 （し尿：12.9 kL/日 浄化槽汚泥：23.1 kL/日）
竣工	平成 25 年 3 月

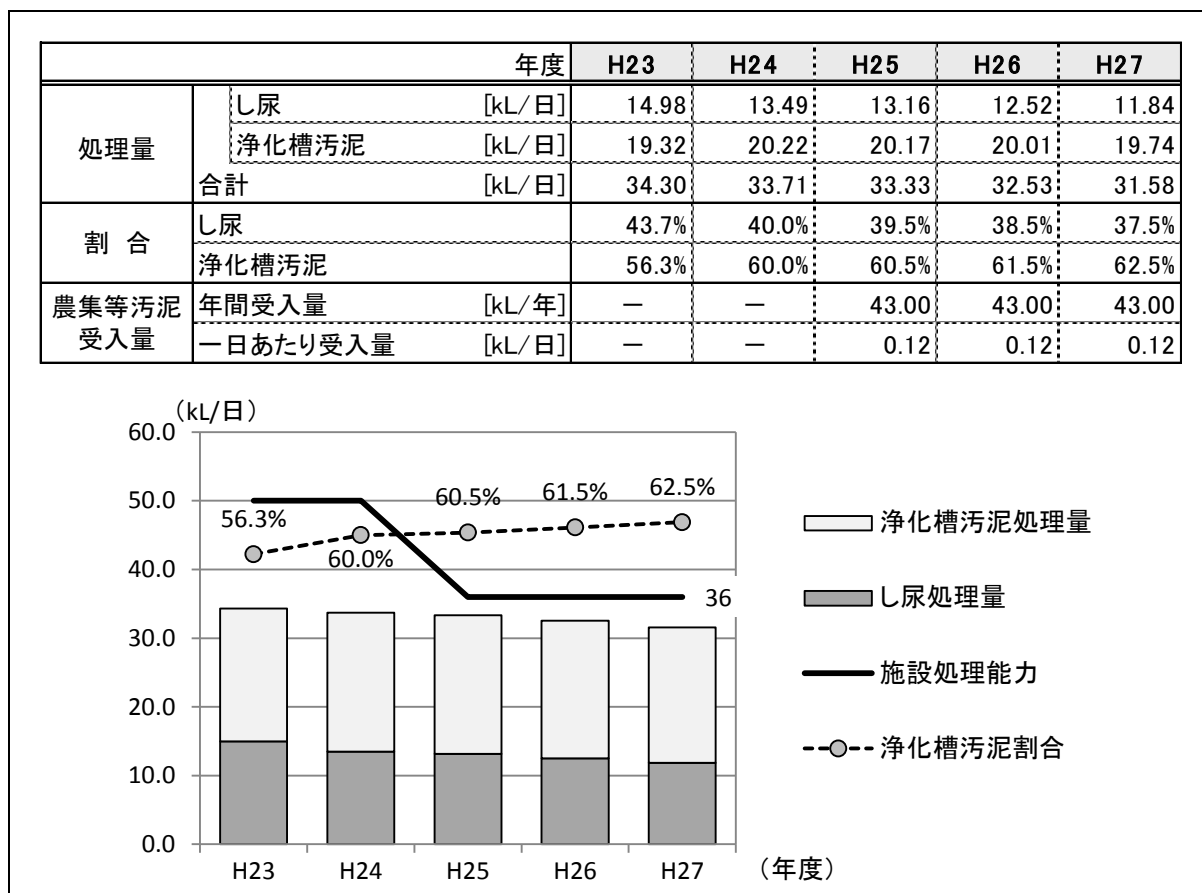
(2) 中間処理量の実績

対仙浄園での中間処理量の実績は図表 5-2-12 に示すとおりである。

各世帯等から収集したし尿及び浄化槽汚泥に加え、対仙浄園が汚泥再生処理センターに転換した平成25年度からは、農業集落排水施設の一部の汚泥を受け入れて併せて処理している。

施設処理能力36 kL/日に対し、実績では概ね32 kL/日で処理を行っており、施設稼働率は約90%となっている。

図表 5-2-12 し尿等の中間処理量の実績



(2) 資源化・最終処分の状況

対仙浄園の処理工程から発生する汚泥は、脱水して助燃剤として有効利用しており、し渣と併せてごみ焼却施設に搬入している。

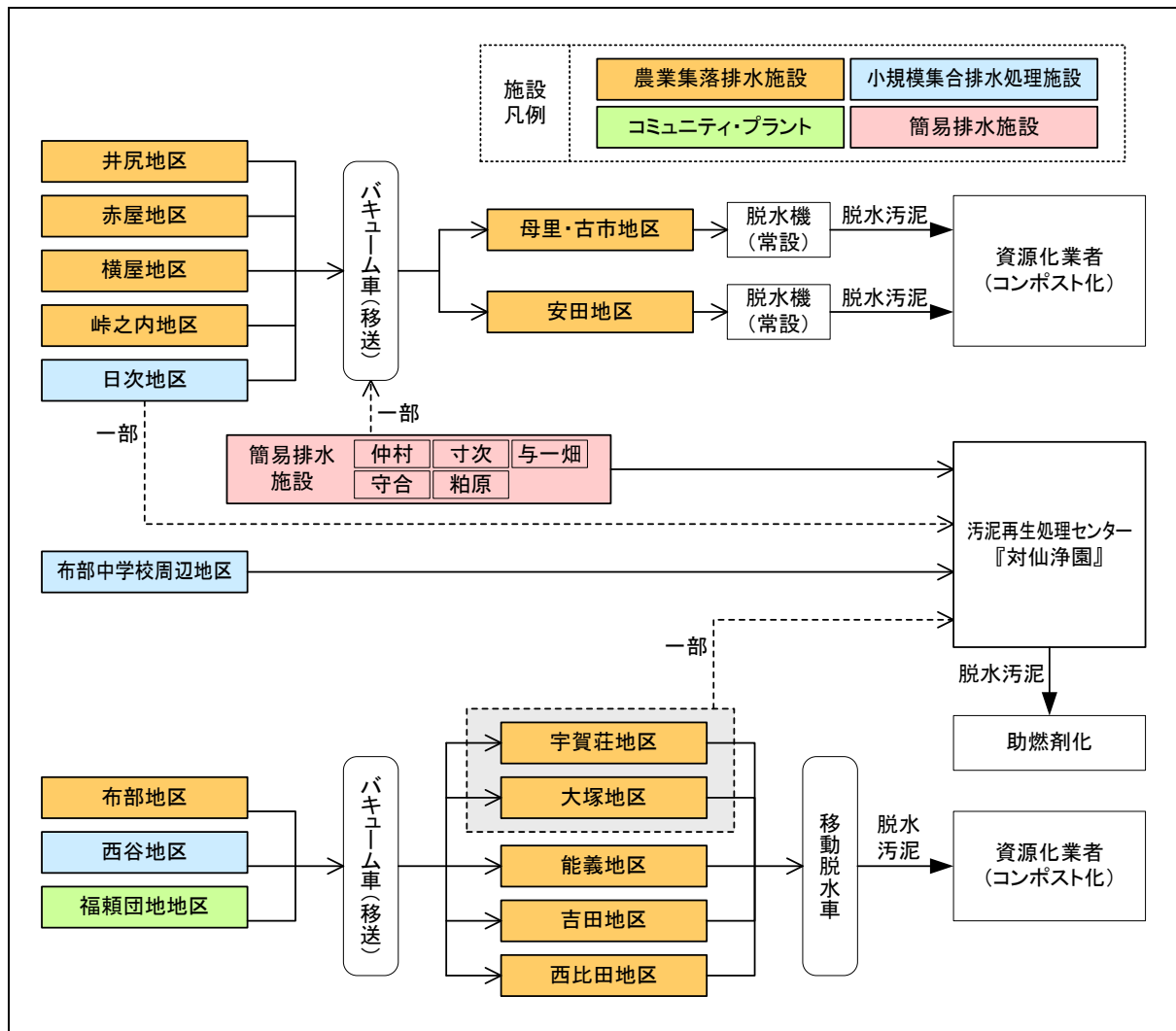
また、農業集落排水施設の汚泥については、施設に付設する脱水機または移動脱水車にて脱水汚泥としたのちに資源化業者に引き渡し、コンポストとして有効利用している。

なお、公共下水道による処理工程で発生する汚泥については、島根県においてセメント原料、肥料原料、炭化製品など様々な資源化が実施されている。

図表 5-2-13 資源化量・最終処分量の実績

		年度	H23	H24	H25	H26	H27
対仙浄園	処理残渣搬出量	[t/日]	147	363	229	230	241
	資源化量	[t/日]	5	52	229	300	241
	【処理残渣の処理内訳】						
	施設内焼却量	[t/日]	211				
	施設内焼却の残渣埋立量	[t/日]	34				
	焼却施設搬入量	[t/日]	113	7	28	30	30
	その他の処理量	[t/日]		356	201	200	211
農集汚泥 処理量 (脱水処理)	安来地区	[kL/年]	713.50	802.50	928.00	984.30	1,132.50
	広瀬地区	[kL/年]	176.50	154.00	293.20	343.80	354.20
	伯太地区	[kL/年]	3,226.49	2,825.29	3,512.98	3,640.32	3,411.86
	合計	[kL/年]	4,116.49	3,781.79	4,734.18	4,968.42	4,898.56

図表 5-2-14 農業集落排水施設及びその他の集合処理施設から発生する汚泥処理の流れ

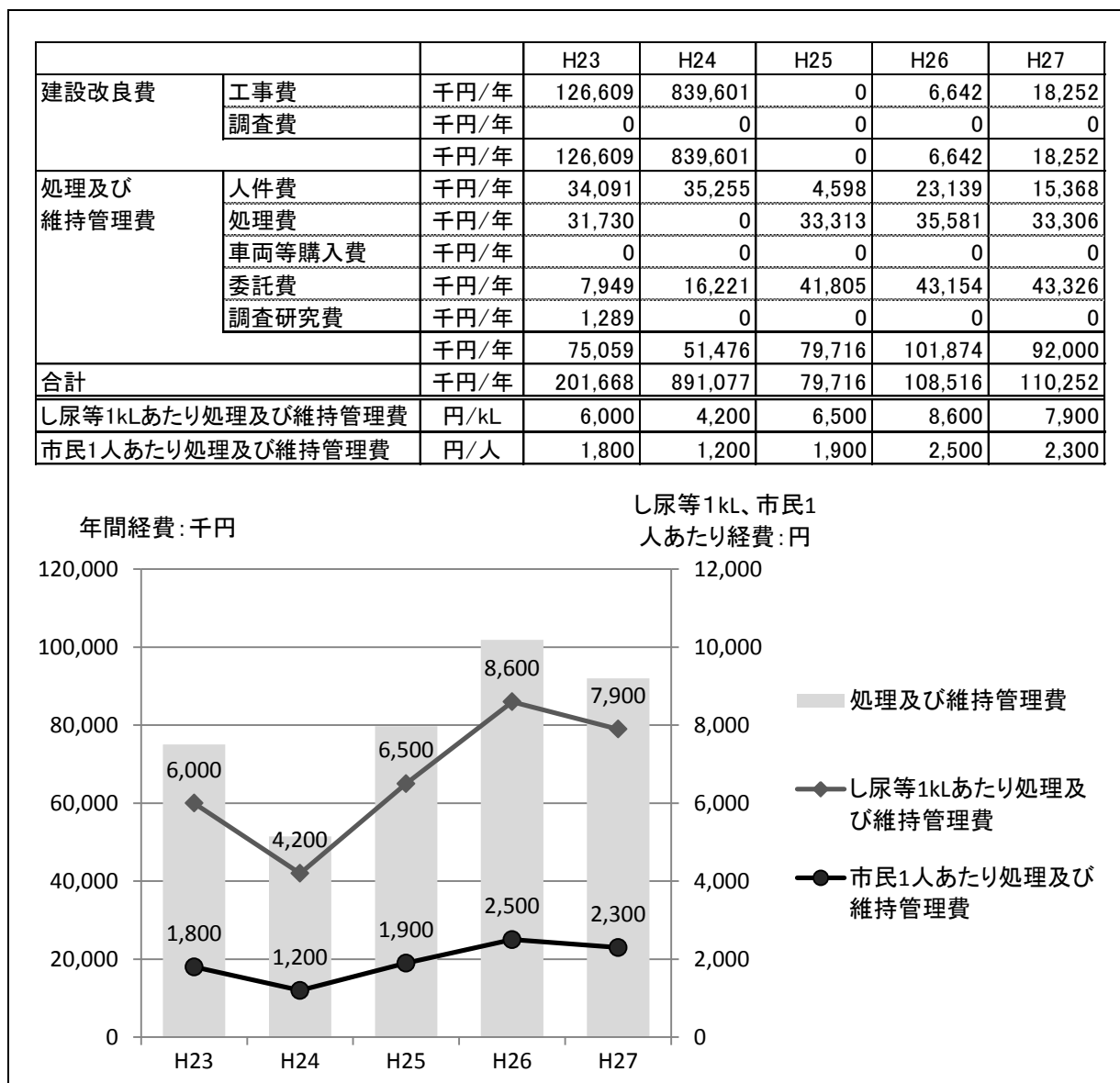


6. し尿等の処理に係る経費

本市におけるし尿等の処理経費の実績は図表5-2-15に示すとおりである。

し尿等1kLあたりの処理及び維持管理費は、平成27年度において7,900円/kLとなっている。平成23年度及び平成24年度の建設改良費は、対仙浄園の汚泥再生処理センター化に係るものである。また、平成24年度の処理及び維持管理費のうち処理費については、建設改良費のうち工事費に含まれている。

図表 5-2-15 し尿等の処理経費の実績



7. 生活排水処理に関する課題

本市の生活排水処理の現状における課題・問題点を以下のとおり抽出した。

(1) 生活排水処理の推進

市内の水環境の保全に努めるとともに、水質汚濁源の一因となっている生活排水をより一層適正に処理していく必要がある。

(2) 生活排水集合処理施設への接続及び合併処理浄化槽への転換

公共下水道及び農業集落排水施設などの集合処理施設を整備した地域において、未接続世帯などに対して速やかに接続を促す必要がある。

また、集合処理施設の整備地域外におけるくみ取り便槽、単独処理浄化槽を設置している世帯等に対して、生活雑排水の適正処理のため合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

(3) し尿収集量への対応

今後、公共下水道等の集合処理施設の整備や接続、合併処理浄化槽の整備・普及を背景に、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少することによって、特にし尿の収集運搬の非効率化が予想される。し尿及び浄化槽汚泥発生量に注視し、状況によっては収集運搬体制の見直し等を検討するなどの対応が必要である。

(4) 処理施設の安定稼働の維持

本市が運営・管理するし尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設である対仙浄園は、平成24年度に汚泥再生処理センター化したところであるが、今後も汚泥再生処理センターとして安定稼働を続けるため、処理対象物の搬入量や性状の変化を見極め、適正な維持管理を行う必要がある。

第3節 生活排水処理計画

1. 基本理念

水は、人の日常生活から産業分野に至るまで、広くあらゆる場面で使用される今日の社会を支える必要不可欠な要素の一つである。しかしながら、社会経済の発展に伴って生活水準が向上したことで、同時に水環境は悪化する結果となっている。

現在では産業分野の排水対策が十分に進み、水質汚濁の主因は家庭から出る生活排水へと変化していることから、一般家庭から排出される生活排水対策の必要性や緊急性は、新たな環境問題として社会的に深く認識される状況を迎えている。

こうした状況を踏まえ、生活排水処理計画における基本理念は、生活排水の適正処理を行い、身近な公共用水域や下流中海水域の水質改善及び保全を推進し、地域住民の理解と協力のもと、自然と共生した快適で豊かな水環境を得ることとする。

2. 基本方針

水の適正利用に関する生活排水の発生源対策を普及啓発するほか、生活排水の処理施設を逐次整備することとし、これに係わる基本方針を次に示すとおりとする。

- ①都市計画区域を含む市街地は、流域関連公共下水道の整備促進を図り、接続供用を促す。
- ②農業振興地域は、農業用水の水質改善や再利用のために、早期に接続供用を促す。
- ③公共下水道や農業集落排水等の集合処理区域外については、合併処理浄化槽の普及及びコミュニティ・プラントの整備を推進する。
- ④し尿の処理については、浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥の処理を含めてし尿処理施設の整備を行う。
- ⑤水環境の保全や家庭における生活排水対策の普及啓発活動を推進する。

3. 生活排水処理の目標

本市における諸政策に基づき、基本理念及び基本方針に沿って、各地域の実情を勘案したうえで、できるだけ多くの生活排水を公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽で処理する体制を構築するものとし、生活排水処理に関しては生活排水処理率を指標として次に示す数値を目標とする。

◎ 生活排水処理の目標

	平成 27 年度 【現状】	平成 33 年度 【数値目標年度】	平成 38 年度 【計画目標年度】
生活排水処理率	75.2%	83.6%	90.1%

4. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、図表 5-3-1 に示すとおりとする。

図表 5-3-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水等の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	島根県
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	本市
小規模集合排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本市
簡易排水施設	し尿及び生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本市及び個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
汚泥再生処理センター (し尿処理施設)	し尿及び浄化槽汚泥 (一部の集落排水汚泥を含む)	本市

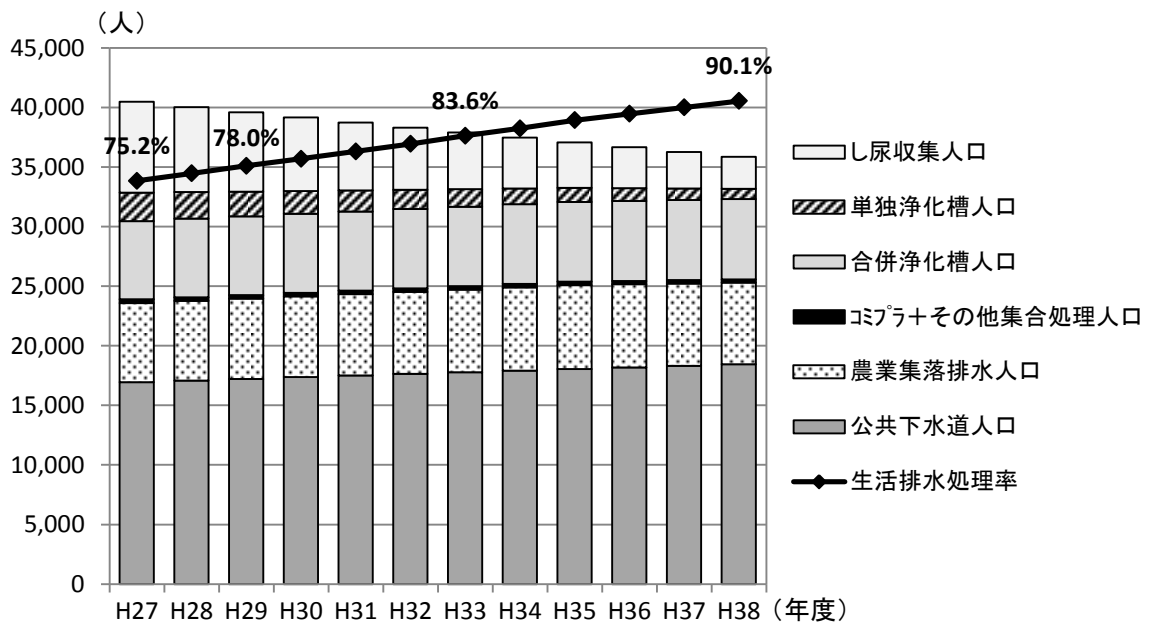
5. 生活排水を処理する区域及び人口

生活排水の計画処理区域は本市の行政区域全域とする。そのうち、集落や人口密集地は公共下水道、農業集落排水施設及びその他の集合処理施設による集合処理を行う。集合処理を行う区域以外での区域では、合併処理浄化槽の整備を推進し個別処理を行うものとする。

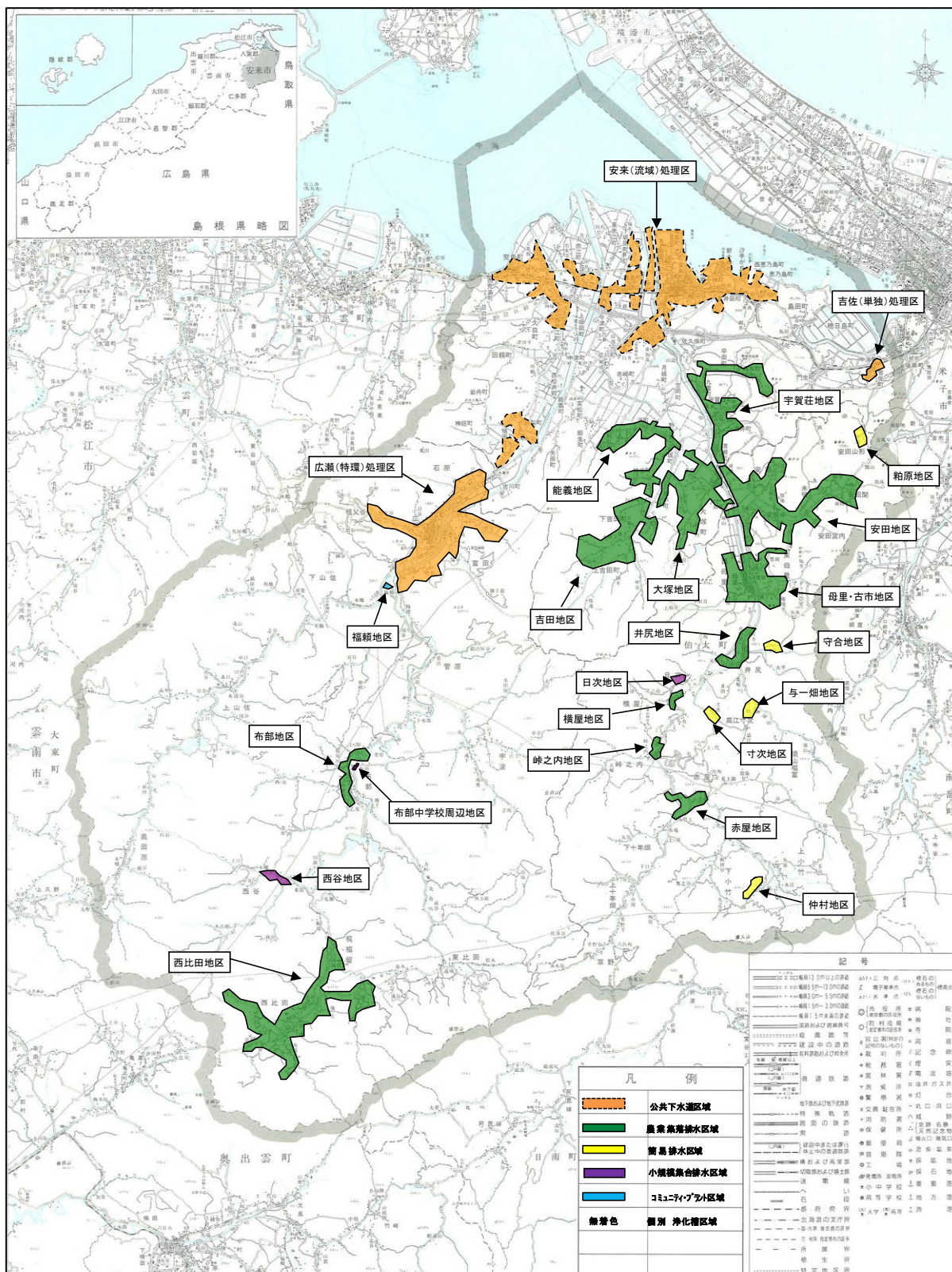
生活排水処理形態別人口の将来推計結果は図表 5-3-2 に示すとおりである。また、処理区域については図表 5-3-3 に示すとおりである。

図表 5-3-2 処理形態別人口の推移

	年度	実績値		推計値	
		【現状】	【計画初年度】	【数値目標年度】	【計画目標年度】
		H27	H29	H33	H38
行政区域内人口	[人]	40,486	39,604	37,898	35,868
計画処理区域内人口	[人]	40,486	39,604	37,898	35,868
非水洗化人口	[人]	7,637	6,654	4,741	2,698
し尿収集人口	[人]	7,637	6,654	4,741	2,698
自家処理人口	[人]				
水洗化人口	[人]	32,849	32,950	33,157	33,170
公共下水道人口	[人]	16,961	17,232	17,776	18,456
浄化槽人口	[人]	15,888	15,718	15,381	14,714
合併処理人口	[人]	13,503	13,640	13,900	13,872
合併浄化槽人口	[人]	6,567	6,605	6,665	6,740
コミュニティ・プラント人口	[人]	91	88	84	79
農業集落排水人口	[人]	6,619	6,726	6,938	6,850
その他集合処理人口	[人]	226	221	213	203
単独浄化槽人口	[人]	2,385	2,078	1,481	842
生活排水処理人口	[人]	30,464	30,872	31,676	32,328
生活排水処理率		75.2%	78.0%	83.6%	90.1%



图表 5-3-3 生活排水处理区域



6. 生活排水処理施設整備事業方針

本市における今後の生活排水処理施設の整備に関する方針は図表5-3-4に示すとおりである。

図表 5-3-4 生活排水処理施設の整備事業方針

	新規整備	継続整備	整備済施設の維持
公共下水道	—	○	○
農業集落排水施設	—	—	○
コミュニティ・プラント	(○)	—	○
小規模集合排水処理施設	—	—	○
簡易排水施設	—	—	○
合併処理浄化槽	○		○

(1) 公共下水道

公共下水道については、3つの処理区のうち整備が完了していない安来処理区の整備を引き続き行うものとする。安来処理区は現状の認可計画について平成35年度まで整備を行う計画としており、次期計画への着手については未定である。

今後、全体計画の見直し等によって整備が完了しない区域または整備完了まで長期間を要する区域がある場合は、合併処理浄化槽の整備を行うものとする。

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設については、既に整備が完了している12地区の施設を維持し、新たな施設整備は計画しないものとする。

(3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントについては、既に整備が完了している1地区の施設を維持し、新たな施設整備は計画しないものとするが、公共下水道の処理区外に新たな宅地開発等が行われた場合は、開発規模に応じて施設整備を検討するものとする。

(4) 小規模集合排水処理施設

小規模集合排水処理施設については、既に整備が完了している3地区の施設を維持し、新たな施設整備は計画しないものとする。

(5) 簡易排水施設

簡易排水施設については、既に整備が完了している5地区の施設を維持し、新たな施設整備は計画しないものとする。

(6) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽については、環境省の「循環型社会形成推進交付金」を活用し、市町村設置

型及び個人設置型の整備を行うものとする。また、整備する地域は公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設整備区域外とし、公共下水道の整備計画等に合わせて見直しを図るものとする。

図表 5-3-5 合併処理浄化槽の整備計画の概要

年 度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
市町村設置型	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
個人設置型	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合 計	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40

7. 生活排水の適正処理推進施策

本市管内において排出される生活排水の適正処理を推進するため、以下の施策を実施していくものとする。

(1) 水に優しい家庭生活の推進

公共用水域の環境保全と併せて生活排水対策の必要性、重要性や、家庭でも実践可能な水質汚濁物質排出抑制の取組などの情報を市広報やホームページなどで広く市民に提供する。

また、学校や地域での環境学習の場においても水に優しい家庭生活について啓発を図る。

(2) 処理施設への接続・合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道や農業集落排水施設の整備が完了している地域においてはできるだけ早期に接続するよう市民に呼びかけを行う。また、それ以外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽を設置している個人に対しては合併処理浄化槽への転換を呼びかける。

(3) 浄化槽の適正管理推進

浄化槽の処理機能が安定して維持されるように、市民に対して浄化槽の適正な保守点検や清掃を行うよう周知を図る。また、保守点検や清掃を行う許可業者に対し、市民への啓発に協力してもらうよう要請するとともに浄化槽の適正な管理について指導を行う。

みんなで実行！ 家計にもやさしい生活排水対策・10の工夫



水にやさしいクッキングの工夫

- その1) 調理の手順を工夫して、ムダなく水を使いましょう。
- その2) 調理くずや食べ残しが流れてしまわないように水切り袋などを使いましょう。
- その3) 食器や鍋の油污れは紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- その4) 米のとぎ汁は、1回めの濃いものだけでも庭の木や畑にまいて利用しましょう。
- その5) 油は流さず使いきる工夫をしましょう。やむを得ず捨てる場合には、古新聞やボロ布などにしみこませて、生ごみと一緒に捨てましょう。

水にやさしい暮らしの工夫

- その6) トイレは、使用後にちょこちょこ掃除しましょう。
- その7) 入浴の際は、石けん、シャンプー、リンスを使い過ぎないようにしましょう。
- その8) お風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用しましょう。
- その9) 洗濯の洗剤・石けんは適量を使いましょう。
(多く使っても洗浄力が高まるわけではありません)。
- その10) 歯みがきの水はコップで、洗顔には洗面器を使いましょう。

出典：環境省「生活排水読本」

第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1. 排出抑制・再資源化計画

(1) 浄化槽清掃の適正化

浄化槽は定期的な清掃を行い、清掃時に汚泥の引き抜きを行うことが必要である。一方で、必要以上に汚泥を引き抜いたり、引き抜き（清掃）頻度が過剰であったりすると、浄化槽汚泥排出量の変動や排出原単位の増加へ繋がる。そのため、無意味な汚泥排出を抑制し、適正な排出量が維持されるよう、清掃を行う許可業者に対して指導を行う。また、市民に対して所有している浄化槽の適正管理について周知を図る。

(2) 脱水汚泥の利活用

現在、本市が所有する生活排水処理施設の処理工程で発生する汚泥は、脱水後に資源化業者においてコンポストとして有効利用されている。また、一部の汚泥は対仙浄園に搬入し、し尿及び浄化槽汚泥とともに処理を行い、発生する汚泥を脱水し、ごみ焼却施設の助燃剤として有効利用を行っている。今後も現状の汚泥利活用を継続して行うものとする。

2. 収集運搬計画

(1) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う範囲は本市全域とする。当面の間、収集運搬体制は現状を維持し、許可業者による収集運搬を行うものとする。

今後はし尿及び浄化槽汚泥発生量の減少が見込まれるが、質的及び量的に大きな変動は処理施設での安定処理に影響を及ぼすことが懸念されるため、し尿及び浄化槽汚泥発生量に対して安定した収集運搬が実施できない可能性が予見された場合は、収集運搬体制の見直し等を検討する。

図表 5-4-1 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

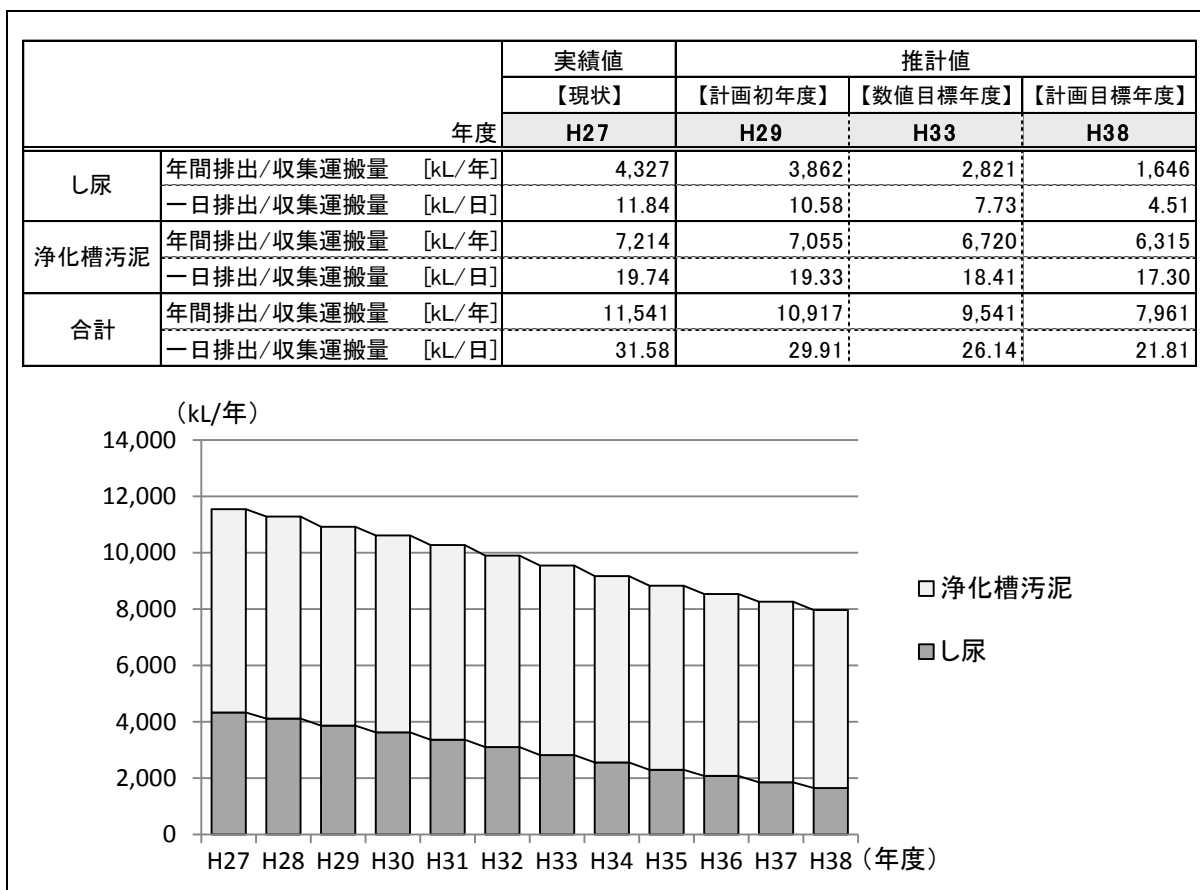
	し 尿	浄化槽汚泥
収集運搬形態	許可業者（3者）	許可業者（3者）
収集運搬車両	バキューム車8台	バキューム車8台

(2) 収集運搬の量

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の将来推計結果は図表5-4-2に示すとおりである。

し尿、浄化槽汚泥ともに今後の収集量は減少すると見込まれる。特に、し尿は公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置整備により減少し、目標を達成した場合は年間1,600 kL程度になると見込まれる。

図表 5-4-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の見込み



3. 中間処理計画・最終処分計画

(1) 中間処理・最終処分の体制

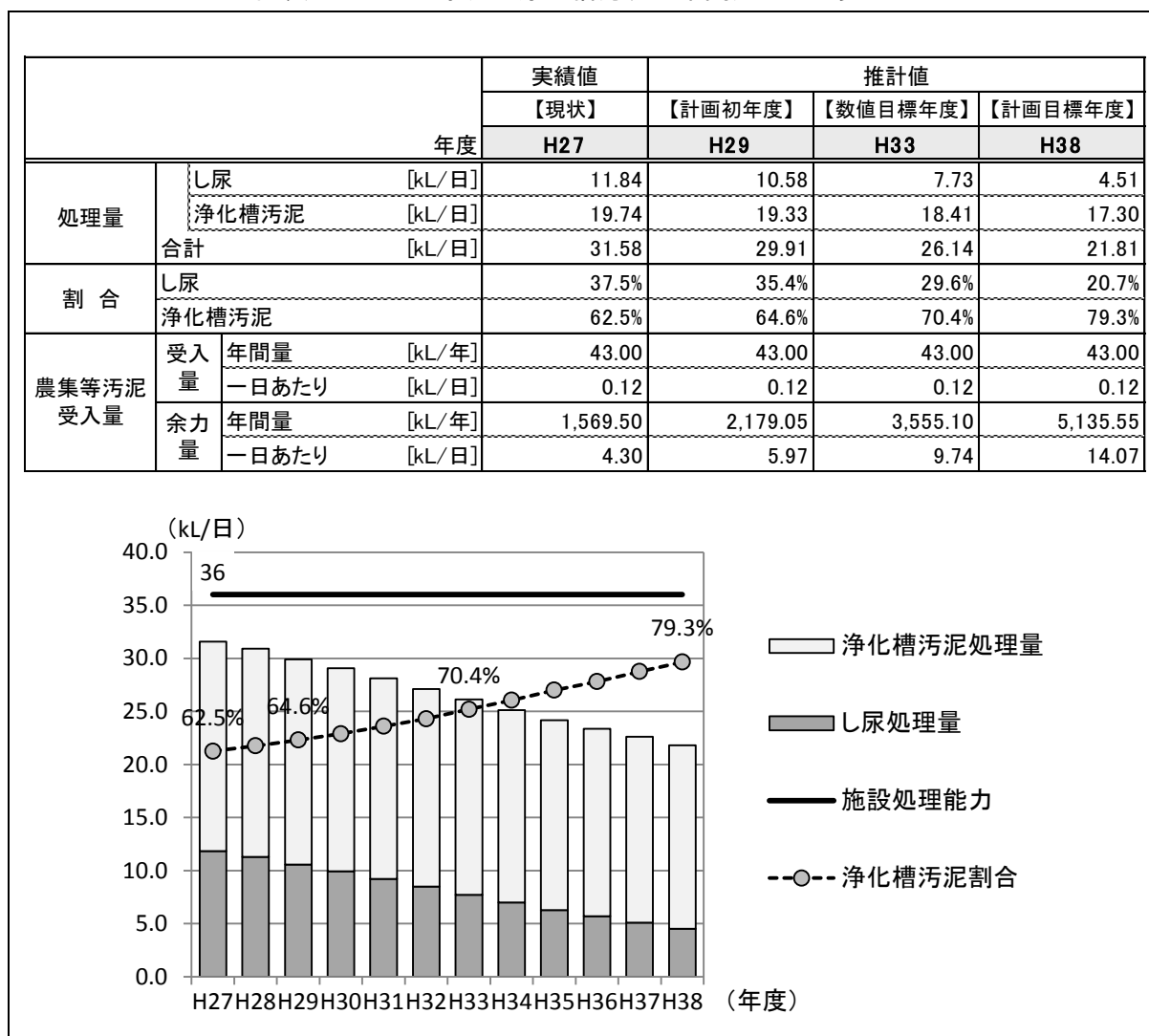
中間処理を行う施設は現状を維持し対仙浄園にて行うものとする。また、中間処理を行う対象は、本市管内で排出され収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥とし、農業集落排水施設等の汚泥についても一部対象とする。

(2) 中間処理・最終処分量

中間処理量は収集したし尿及び浄化槽汚泥全量とする。また、農業集落排水施設等の汚泥については、当面、現状と同程度の量を処理するものとする。

なお、今後のし尿及び浄化槽汚泥排出量の減少に伴い、対仙浄園は処理能力の余力が増加すると見込まれる。目標を達成した場合、計画目標年度には単純試算で年間5,000kLを処理できる余力が生まれる。これは、農業集落排水施設等の汚泥発生量全量を上回るが、し尿と汚泥の比率の大きな変化が処理能力にも影響することや、対仙浄園に搬入していない農業集落排水施設の汚泥等は現状においても資源化していることなどから、実際に汚泥の受入量を増やす場合はこれらの状況を総合的に検討したうえで実施するものとする。

図表 5-4-3 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理量の見込み



第5節 その他の事項

1. 災害廃棄物処理

災害時に発生するし尿や、使用不能となったくみ取り便槽、浄化槽に貯まっているし尿及び浄化槽汚泥は、災害地域の衛生確保及び防疫の観点から早急な収集運搬が必要となる。本市においては、平成28年5月に「安来市地域防災計画」を策定しており、災害発生時にはその計画に基づいてし尿等の処理体制を構築するものとする。

2. その他諸計画との整合

公共下水道計画やその他に関連する諸計画との整合を図り、これらの計画に見直しがあった際には、本計画への影響を整理・検討し、必要に応じて本計画の見直しや対策を講じていくものとする。